

(案)

令和2年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和2年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	3
第 3 号	香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	4
第 4 号	令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について ...	5
第 5 号	令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分につい て	6

令和 2 年度補正予算
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)

第1号

令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	22,869,396千円	10,447千円	22,879,843千円
第1項 営業費用	21,370,280千円	10,447千円	21,380,727千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条中「13,877,092千円」を「13,944,523千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	6,361,544千円	28,368千円	6,389,912千円
第4項 負担金	536,415千円	28,368千円	564,783千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	20,238,636千円	95,799千円	20,334,435千円
第1項 建設改良費	16,349,150千円	95,799千円	16,444,949千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条の債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

別表

債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	令和3年度 ～ 令和4年度	千円 124,358

予 算 外 議 案

(第2号~第5号)

第2号

香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、企業長等（香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第292条において準用する同法第243条の2第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。

(企業長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 企業長 基準給与年額（地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下この条において同じ。）に6を乗じて得た額
- (2) 副企業長又は監査委員 基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 基準給与年額

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 略</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、企業長は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となったものは、企業長の面前において、規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算は、別冊令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金7,012,689,785円のうち、2,999,401,260円を資本金に組み入れ、1,582,989,474円を減債積立金に、2,425,555,985円を建設改良積立金に、4,743,066円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算は、別冊令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金355,090,103円のうち、161,595,975円を資本金に組み入れ、54,040,536円を減債積立金に、139,453,592円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

